

令和2年度・第5回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和3年3月1日(月)
2. 開催日時 令和3年3月19日(金)午後0時00分
3. 開催場所 メルパルク仙台「リアンの間」
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
理事の数 11名 内出席理事 11名(議場に出席)
監事の数 2名 内出席監事 2名(議場に出席)
5. 出席理事の氏名
高橋一則 柳漢成 桜井真 杉本信夫 永山恵治 山内清司
伊藤樹里 田代史孝 田苗幸治 橋明 柏木信耶
6. 出席監事の氏名
門田祐也 柳成浩
7. 議長の氏名
理事長 高橋一則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第1号議案 経常利益(1月及び2月分)に関する件<報告事項>

事務局より下記のとおり、1月及び2月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況並び経営状況について、詳細に説明がなされた。

1 1月分

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

区分	検定書類			確認証紙		
	検定	認定	計	検定	認定	計
当月受理件数	2,453	0	2,453	3,455	0	3,455
前年同月	3,559	0	3,559	5,196	0	5,196
増減率	-31.1%	..	-31.1%	-33.5%	..	-33.5%
年度累積	31,253	0	31,253	47,179	0	47,179
前年同期累積	38,170	0	38,170	56,149	0	56,149
増減率	-18.1%	..	-18.1%	-16.0%	..	-16.0%

(2) 経営状況

○ 1月単月の営業損益

a當業損益	8,676,618	販売費及び一般管理費	9,093,670	-417,052
b當業外損益等				
當業外収益	685,280	當業外費用		
貸倒引当金戻入		特別損失		
		法事税、住民税、事業税	0	685,280
当月純利益(a+b)	9,361,898	-	9,093,670	268,228

○ 1月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益		販売費及び一般管理費			
売上総利益	116,168,658			94,521,450	21,647,208
前年同月	141,266,002			115,450,905	25,815,097
差し引き	-25,097,344			-20,929,455	-4,167,889
増減率	-17.8%			-18.1%	-16.1%

b営業外損益等		営業外費用			
営業外収益	16,654,631			0	
貸倒引当金戻入		特別損失		19,600,000	
		法人税、住民税及び事業税		500,865	
					-3,446,234

当期純利益(a+b)	132,823,289	-	114,622,315	18,200,974
			前年同月	30,585,143
			差し引き	-12,384,169
			増減率	-40.5%

2 2月分

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

区分	検定書類			確認証紙		
	検定	認定	計	検定	認定	計
当月受理件数	2,895	0	2,895	4,044	0	4,044
前年同月	3,270	0	3,270	4,863	0	4,863
増減率	-11.5%	-	-11.5%	-16.8%	-	-16.8%
年度累積	34,148	0	34,148	51,223	0	51,223
前年同期累積	41,440	0	41,440	61,012	0	61,012
増減率	-17.6%	-	-17.6%	-16.0%	-	-16.0%

(2) 経営状況

○ 2月単月の営業損益

a営業損益		販売費及び一般管理費			
売上総利益	9,969,836			8,784,468	1,185,368
前年同月					
貸倒引当金戻入		特別損失		6,500,000	
		法事税、住民税、事業税		0	-5,774,221

○ 2月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益		販売費及び一般管理費			
売上総利益	126,138,494			103,305,918	22,832,576
前年同月	153,039,438			124,990,802	28,048,636
差し引き	-26,900,944			-21,684,884	-5,216,060
増減率	-17.6%			-17.3%	-18.6%

b営業外損益等		営業外費用			
営業外収益	17,380,410			0	
貸倒引当金戻入		特別損失		26,100,000	
		法人税、住民税及び事業税		500,865	
					-9,220,455

当期純利益(a+b)	143,518,904	-	129,906,783	13,612,121
			前年同月	33,483,518
			差し引き	-19,871,397
			増減率	-59.3%

第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

1 2月1日開催、東北遊商・第9回機械流通委員会（zoom）

ホームページ掲載につき省略

2 2月10日開催、全商協・第6回機械流通委員会（zoom）

別添1のとおり

3 2月18日開催、東北遊商・社会貢献委員会（zoom）

ホームページ掲載につき省略

※ 杉本委員長より、第3号議案令和3年度予算案についての報告後に、同予算案の理事会上程がなされ、満場一致で了承された。また、2月16日に実施した、警察関係公益法人3団体に対する寄付並びに3月10日及び11日に実施した、児童養護施設に対する寄付の活動結果報告がなされた。

4 3月2日開催、全商協・第9回定例理事会（zoom）

別添2のとおり

5 3月10日開催、全商協・第7回機械流通委員会（zoom）

別添3のとおり

6 3月18日開催、東北遊商・第10回機械流通委員会

ホームページ掲載につき省略

第3号議案 役員選挙に関する件<協議事項>

1 立候補者の部会枠数について

役員選挙関係取決め事項に基づき、部会枠役員立候補者数を、新台部会が理事2名、機械部会が理事9名、監事2名、商社部会が理事1名にすることが、満場一致で了承された。

2 選挙管理委員等の選任について

役員選挙規約第3条及び第7条に基づき、選挙管理委員長に三栄実業㈱社長の高橋氏に要請するものとし、また、選挙管理委員7名については、高橋理事長に一任することが、満場一致で了承された。

第4号議案 令和3年度通常総会の日程等に関する件<報告事項>

事務局に一任されていた令和3年度通常総会の日程等について、事務局より、5月27日（木）午後2時から仙台国際ホテル（仙台市青葉区中央4-6-1）で開催する調整が整った旨の報告がなされた。

第5号議案 令和3年度・賦課金（組合費）に関する件＜審議事項＞

例年どおり、引き続き月額15,000円とし、満場一致で了承された。

第6号議案 令和3年度・書類発行手数料の減免率に関する件＜協議事項＞

現行どおり、引き続き20%減免とし、満場一致で了承された。

第7号議案 就業規則の一部変更に関する件＜審議事項＞

事務局職員の職場環境の合理化・適正化を図るため、就業規則第7条の就業時間、現行「午前9時30分から午後6時00まで」を「午前9時00分から午後5時00分まで」とする変更案が上程され、満場一致で了承された。なお、施行日は新型コロナウィルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置期間が終了した翌日からとするものとした。

第8号議案 組合員の各種届出に関する件

1 社名変更届＜報告事項＞

㈱高尾仙台支店より、「㈱高尾仙台営業所」から「㈱高尾仙台支店」への社名変更届出が提出された旨の事務局報告がなされた。

2 代表者変更届その1＜報告事項＞

㈱大一販売仙台営業所より、同営業所長が大沼武史氏から川鍋輝氏への代表者変更届が提出された旨の事務局報告がなされた。

3 代表者変更届その2＜審議事項＞

㈱フォレストから代表者変更届及び事業所変更届が仮提出（必要書類が一部揃わないとため）された件について協議した結果、現状では、規定する代表者変更要件を満たさないため、関係者を総務委員会に招致し、事情を聴取し判断するものとした。

第9号議案 その他

1 フェイム誌の広告掲載年間契約及び月間購読料について＜審議事項＞

フェイム誌代表の友道氏より、平成3年度のフェイム誌の広告掲載年間契約及び月間購読料の見積もりについて説明があり、審議した結果、広告掲載年間契約については、年額3,120,000円、月間購読料については、月額66,000円（毎月65冊）で契約することが、満場一致で了承された。

- 2 全商協からの地震災害見舞金の入金について<報告事項>
事務局より、2月22日付で全商協から、2.13福島県沖地震被害見舞金として25万円（全商協4万円、7地区遊商×3万円）の送金された旨の報告があつた。
- 3 ゴールデンウイーク中の事務局休業日程について<審議事項>
暦どおりとすることが、満場一致で了承された。
- 4 事務局備品購入等について<報告事項>
事務局より、コピー機3台の新規リース、パソコン2台、感染防止用デスクパーテーション10セット、書類収納用ボックス1セットの購入及びラックの修繕について報告があつた。
- 5 新事務局長の採用について<報告事項>
高橋理事長より、新事務局長として、県警から推薦のあつた小松雅治氏について、2月5日面談を行い、4月1日から採用することとした旨の報告がなされた。
- 6 事務局職員の決算賞与について<審議事項>
支給するものとした。
- 7 事務局職員の定期昇給について<審議事項>
次長以下を定期昇給するものとした。
- 8 事務局職員の人事（昇格）について<審議事項>
熊谷主任を係長に、片桐局員を主任に、4月1日付で昇任させることが、満場一致で了承された。
- 9 次回理事会開催日について<審議事項>
次回理事会は、令和3年4月23日（金）開催予定とする

以上をもって、午後3時40分、理事会を終了した。

2 2月 10 日開催、全商協・第 6 回機械流通委員会（zoom）

第 1 号議案 旧規則機の撤去未履行が確認されたホールの通知に関する件

全日遊連（⇒中古機流通協議会）から全商協を通じ、旧規則機の「撤去の未履行が確認されたホールの通知について」が、中古機流通協議会の構成団体及び組合員に限らせて頂く文書が発出（全商協発第 234 号・第 238 号）された。

永山委員長は、本日の委員会開催前に全商協佐々木機械流通委員長（東日本遊商）に、参考までホールからの依頼で移動申請を行う準備をしていたが、そのホールが該当した場合、移動申請は可能か否かについて伺った。

佐々木委員長より、リストが開示される前に QR を読み込んでいる場合は、申請を「可」とするとの回答があった報告がなされた。については、東日本遊商と同様、開示された日を含め開示日以前に QR を読み込んで書類申請を準備していた場合、申請を受付けるか否かが諮られ、東日本遊商管轄ホールと取り引きを行っている販社があることを鑑み、「受付ける」とすることが了承された。

また、開示されたホールが、当該遊技機を撤去したか否かについては、我々が関与することではなく、誓約確認機関が設置の有無を確認し、全日遊連から結果報告を中古機流通協議会へ行い、中古機流通協議会が全商協へ通知し、各地区遊商において確認証紙発給停止の措置を講ずることとなる。

なお、旧規則機の撤去の未履行が確認されたホールの通知について、全商協発第 234 号・第 238 号分から、クラウド型共有ファイルシステム「サイボウズ掲示板」に掲載をすることも併せて了承された。

参考まで、令和 2 年 10 月 5 日に中古機流通協議会平岡委員長より構成団体宛に発出された「21 世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置」の文書（令和 2 年 10 月 6 日付東北遊商発第 125 号）の概要は下記にとおり。

- 告知日 令和 2 年 10 月 5 日
- 経過期間により運用開始日を令和 2 年 10 月 19 日付とする。

«違反行為に対する措置の内容（概要）»

①	「誓約書」未提出ホール <ul style="list-style-type: none"> ・10 月 18 日迄に誓約書の提出がない場合は、10 月 19 日から確認証紙の発給を留保する。 ・10 月 19 日以降の誓約書提出については、誓約書を提出した日より 120 日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
②	「高射幸性回胴式遊技機」未撤去ホール <ul style="list-style-type: none"> ・10 月 19 日以降に設置が確認された場合、即日確認証紙の発給を留保する。 ・高射幸性回胴式遊技機の撤去を確認した日より 120 日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
③	「高射幸性回胴式遊技機以外の遊技機」の撤去期限に違反した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を確認した日より、確認証紙の発給を留保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する遊技機の撤去を確認した日より 60 日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
④	<p>新たな違反行為を確認した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認証紙の発給停止期間終了後、新たに上記①～③の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。

第2号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 12月度講習会へ1社1名の希望があり、柳委員講師の基に開催し合格とされた。
- 1月度講習会への希望は「0なし」。
- 2月度講習会への希望があった際は、ローテーション「最上委員」講師の基執り行う。

令和2年度「新規」取扱主任者講習会 2021/2/1 現在

No.	開催日	開催場所	講 師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月7日	東北遊商會議室	柳・最上	2	2	2	-
2	9月16日	東北遊商會議室	大久保・柳・最上	3	4	4	-
3	10月15日	東北遊商會議室	最上	1	1	1	
4	11月25日	東北遊商會議室	大久保	1	1	1	
5	12月15日	東北遊商會議室	柳	1	1	1	
							9

別添2

4 3月2日開催、全商協・第9回定例理事会（zoom）

第1号議案 第133回中古機流通協議会の報告について（2月24日開催）

(1) 令和3年1月の中古機移動状況について

○ 全商協確認証（中古用）発給状況

区分	販売		チェーン店移動		前年度比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
1月	9,416	15,716	20,944	29,207	74%	72%
累計	116,304	190,734	233,254	338,831	81%	81%

○ 全商協確認証（中古用のうち新基準）発給状況

区分	販売		チェーン店移動		前年度比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
1月	8,138	13,273	18,045	24,096	86%	83%
累計	95,232	148,913	172,942	236,461	77%	73%

(2) 中古機流通健全化要綱において定められた『保証書』の押印省略について、施行日が令和3年4月1日とすることで承認された。

その他の様式に対する印鑑省略については、今後、全商協と回胴遊商にて検討する。また、ホールが作成している書類はホールに判断を委ねることになり、3月2日ホール4団体で協議することになっており、その回答を販社団体で再検討した上で進めていく。

(3) 認定打刻書類の表紙に関して、現在、原本だけでなく副本も表紙（黄色でホログラム入り）を使用しているが、中古機移動と同様に、副本は表紙を除く運用とし、3月1日の認定申請分から開始することについて、前回の当協議会で承認されたが、この度警察庁の了解を得られた。

(4) 21世紀会決議に対する違反行為を行っているホールが入れ替えを行う際、発給を留保されているホールから、販売商社の組合や組合員に対し、どういう理由で留保しているのか質問や説明を求められるケースが発生しているので、ホール団体から所属ホールに説明していただきたいと販社団体から要望し、3月2日のホール4団体で会議で検討すること。

(5) 全日遊連から提案事項として、保証書の有効期限に関し、現行の30日から中古と同様の50日に伸ばすことは可能かどうか検討してほしいと要望が出され、販社団体として、「認定機はホールに設置中で日々営業をしており、仮に点検確認を行った日から30日以上となると、設置期間が長く、その間に故障等が起こる場合もある。そのため30日という期限になった経緯がある。」と回答したが、改めて販社団体で検討することになった。

(6) 池田課長補佐より、「保証書の押印省略の話について、その他の様式で押印を省略する際、セキュリティーが低下しないようにしていただきたい。また、21世紀会決議に対する違反行為をしているホールには速やかに撤去をするよう、引き続き取

り組んでいただきたい。」との指導があった。

- (7) 本件報告終了後、佐々木機械流通委員長から、保証書の押印省略に伴う QR システムの改修費用として 5 万円(税別)の上程があり、承認された。

第 2 号議案 機械流通委員会に関する報告について

- (1) 管理遊技機の中古移動時の費用に関して、製造業者からホールに対する説明会などで具体的な金額が出ると思われる所以、それを確認してから全商協でも検討するという意見を日工組との打ち合わせで説明した。
- (2) 保証書及び中古機流通協議会で定めた様式の押印省略について（省略）
- (3) P 機の認定申請が始まるが、以前と運用には変更はない。これまで通り地域によって所轄署への認定申請の期間が異なるので、県警及び所轄署に確認するようお願いする。
- (4) 管理遊技機に伴う対応として、機歴管理システム及び QR システムの修正版のリリースを行った。QR システムに関して、読み取り機器は地区遊商で業者を選んで開発しているので、地区遊商でリリース時期、費用分担等の検討をお願いする。
- (5) 本件報告終了後、佐々木委員長より、認定申請に関係し、現在の QR システムでは『検定』又は『認定』で区分を分けないで、データ送信を行っているが、これを区分し、『認定』の際は、『認』印を自動で印字し、また送信データ一覧から検索できるシステム改修費用として、45 万円(税別)が上程され、承認された。
- なお、今回の修正を行ったうえで、QR 読み取り機器を各地区で修正する必要があるので調整されたい。参考として、シーズウェブ社は 33 万円（税別）、TSC 社はランニングコスト内で改修するので無償で対応することである。

第 3 号議案 2021 年 1 月の会計報告について

1 月の収益合計が 14,665 千円、費用合計が 5,941 千円、差し引き収支額は 8,723 千円(黒)で、累積収支額が +32,447 千円であること等の報告がなされた。

第 4 号議案 当面の諸問題について

I 管理遊技機に関する会議等の報告について

- (1) 1 月 29 日開催・管理遊技機・メダルレス遊技機 WG について
- ① 紙幣搬送を含めた島設置に関する分科会については、補給組合より管理遊技機の寸法について、基準規格を決めてほしいとの要望があったため、検討した結果、規格を決め、希望寸法で島設備に設置した場合、減台となるため、現状の寸法とすることを前提に、日工組と日電協で再検討を行う事になった。また、パチンコ機とパチスロ機を島設備に設置し固定する器具についても、市場シェアの高い製造業者の寸法に合わせていくことで協議していると報告があった。
- ② V P N に関する分科会については、全日遊連より要望のあった、業界全体の

V P Nを構築してはどうかについて、全機連で協議した結果、ホールに有益となる効果は得られないとの結論となり、全日遊連へ日工組と日電協の連名で回答するとの報告があった。以上により、V P Nに関する分科会は、協議終了となるため解散となる。

- ③ HC-BOXに関する分科会の報告があり、日工組側で所有している遊技機の仕様書を全メーカー統一に変更したと報告があった。これにより、HC-BOXの基本的な情報は決定したので、最終的な仕様書を補給組合へ連絡するとの説明があり、パチンコ・パチスロともに情報が統一されたので、HC-BOXに関する分科会も解散となった。
 - ④ 前回のWGにおいて、管理遊技機とメダルレス遊技機は、システムが根本的に変わることにより、ホールが導入に関して不明な点が多いため、全機連として分科会を設置して、導入マニュアル及びトラブルシューティングに関する検討を行う事になった。そのため、2月15日に『新遊技機の導入マニュアル等に関する分科会』を開催したいと提案があった。
 - ⑤ 日電協の岩堀副理事長より、メダルレス遊技機は物理的にメダルが無くなるので、全商協と回胴遊商が設置時の点検確認の際に、遊技機を何らかの手段で作動させないと、点検確認が出来なくなり、機械の設置が行えない。加えて、部品交換時の点検確認についても同様のことが発生するので、当該分科会において検討していくかと、補足の説明があった。
 - ⑥ 高津部会長より、管理遊技機・メダルレス遊技機の導入により、パチンコ機とパチスロ機がデジタル化され、球とメダルでは出来なかった相互乗り入れにより、パチンコとパチスロでお互いに貸出しが可能になるのではないか。実施できれば、お客様にゆっくりと遊技を楽しむことが可能になるのではないかと考えている。ご承認頂ければ、この件についても分科会を設置し協議していくかと提案があった。
- (2) 2月5日開催・新遊技機の導入マニュアル等に関する分科会について
- ① 新台導入時及び部品交換時の検査について確認したいとの発言があり、ぱちんこ機については、全商協から、新流通制度における新台設置時は、ホールの閉店後の作業となり、メーカーからの設置確認書に基づき、内容の確認、製造番号の確認、その後、島に設置を行い、遊技機に通電状態で入賞の個数点検、ホールコンピューターへ、スタート回転数等の情報が上がっているか確認を行ったのち、ホール管理者またはホール取扱主任者へサインを求めて終了となる。また、部品交換の確認書作成は、メーカー各社により多少異なるが、交換後の特定部品は、委託を受けている全商協の所属組合員が、型式の確認と役物設置比率モニター搭載の遊技機は、直近3回分のデータベース記載が求められている。現在CR機とP機が混在している状況なので、設置モニター非搭載の

機種はホールコンピューターまたは実地での確認をしている。全ての項目で確認終了後、ホール管理者またはホール取扱主任者へサインを頂いたのち、交換した部品は各メーカーへ返却していると説明した。

スロット機については、回胴遊商より、内容は全商協と、ほぼ同様となる旨の説明があった。

② 出席者より「現行CR機の点検確認においては、遊技球を島の中から借りて入賞の賞球数等の確認をしているが、新遊技機においては、封入式になるため島から借りることができず、点検の際に、ステンレス製の遊技球の入手方法を考えなくてはならない」との意見や「遊技機の入替時においても、ホールコンピューターとの接続確認をするため、ユニットに接続された状態で、現金やテストカード等をお借りして、確認が必要となる」また、「ホールの新規店や入替時の遊技機設置の場合に、現在においては責任者不在の場合があり、現金をお借りしてテストを実施することが難しいことがある。遊技機にテストモード等があれば確認がし易くなる。」など、様々な意見や問題点があがった。結論としては、日工組から各団体に向けて、新遊技機導入時に必要な作業等を回答いただくアンケートを送り、次回の分科会までに回答を貰い、統一見解をまとめていく流れとなつた。

(3) 2月17日開催・管理遊技機の中古移動に関する打ち合わせについて

- ① 以前より検討している、管理遊技機における中古移動の詳細フロー案について検討を行い、全商協から提案をしていた、各種書類の送付方法に関して、FAX又はメール送信で対応することが確認された。
- ② 管理遊技機の中古移動時の新たな主基板を送る際は、設置外遊技機への部品供給とは異なり、件数が多くなる事が予想され、『主基板供給依頼書兼取付報告書(写)』を添付しないと、どの依頼なのか分かりにくくなり、管理しやすくするために、『主基板供給依頼書兼取付報告書(写)』を添付書類として追加することが確認された。
- ③ 管理遊技機の中古移動時の費用について、改めて日工組に説明をした後、日工組より、製造業者から1次販社におろす価格、製造業者からホールに請求する価格、それぞれを検討すると発言があり、まずは、日工組で費用案を作成し、事前に全商協へ送付の上、全商協内で検討し、その後、次回、3月17日の打ち合わせの際に、改めて費用について協議することになった。

II 2月5日開催、パチコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会について

- (1) 2021年度依存問題フォーラムの運営について、当初の予定では、原案として2021年5月13日(木)に、東京・日暮里のサニーホールで参加者を募って開催し、5月14日から20日の『依存問題啓発週間』期間中に、ネット配信を行うことにしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ライブ配信(案)とwebフォ

ーラム（案）の2案が修正案として提出され、ライブ配信（案）について検討を行い、原案の東京・日暮里のサニーホールでは、通信環境が整っていないが、全日遊連の大会議室へ変更することで、通信環境の問題が解決するため、開催は可能であることが確認された。また、費用も10万円から20万円程度に抑えることが可能となるので、ライブ配信（案）を軸に検討することで、委員の承認が得られた。ライブ配信の場合は、参加人数等を含めどのような制限をかけるか、また、配信する手段を『ZOOM』や『Youtube』等、どのオンラインツールが最適かを検討し、再度、事務局から提案することになった。

- (2) 『パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム／依存啓発週間』公式Twitterアカウントの開設について、「依存問題フォーラム」及び啓発週間における業界の依存問題に対する取り組みを、広く一般市民に周知する目的で、3月下旬をめどにTwitterの公式アカウントを開設したい旨、事務局より提案があり、異議なく承認された。なお、開設費用は無料となる。
- (3) 毎回作成している依存問題フォーラム並びに依存問題啓発週間用のポスターは、当日の委員会で、デザイン案の提出があったが、原案の日暮里サニーホールでの開催で構成されており、この実行委員会で運営方法がライブ配信（案）への変更となつたので、再度デザイン案を提出して協議することになった。

III 2月8日開催・登録資格審査委員会について

- (1) 更新登録申請業者について、全商協関係31業者、回胴遊商関係32業者、日工組関係2業者の合計65業者より申請があり、販売実績を達成している業者は、全委員異議なく承認された。また、全商協関係2業者が販売実績300台に未達で、理由書の説明により、1年間の猶予期間が認められた。
- (2) 兵庫県で発生した、くぎ曲げ行為の件の詳細について、「兵庫県神戸市の懶キヤン・オールの遊技機取扱主任者である江副秀佐が、設置中の遊技機のくぎ曲げ行為を行い、風営法違反により、昨年11月10日付で罰金刑に科された。昨年11月30日に関西遊商において綱紀委員会を開催したところ、元従業員が会社とは関係なく業務外において自らの判断で敢行したことが認められた。その後、昨年12月15日に開催された関西遊商理事会で、本事案は、会社業務とは関係なく、元従業員と当該ホールの風俗営業管理者との共謀による犯行であることが立証されていることから、当該組合員に処分を科することは適当でないと判断した。しかし、再発防止に向けた取り組みを推進する必要があるため、当該組合員に対して、関西遊商より厳重注意を行ったうえで、当該組合員及び当該組合員に所属する遊技機取扱主任者の全員に対し、販売会社及び遊技機取扱主任者としての責任や位置付けに関する特別研修を実施することにした。全商協としても、関西遊商での対応に同意していると報告し、本件については、他の委員も対応に関しては問題ないとの

結論になった。

IV 2月9日開催・全機連臨時総会と役員会について

(1) 臨時総会

昨年10月開催のパチンコ・パチスロ産業21世紀会において、遊技機の適正処理に関する、遊運協の21世紀会へ参加について提案があり、全機連へ加盟した後で、21世紀会へ参加するとの判断になり、遊運協より正式な加盟申込書が届いたため、加盟の可否が諮られ、全団体異議なく承認された。続いて、遊運協が正式に加盟が承認されたことに伴い、関連する全機連規約の変更について諮られ、全団体、異議なく承認された。

(2) 役員会

① 遊運協が加盟したことに伴う経費負担等について、全機連の賦課金が、設備5団体と同額の10万円の徴収で検討することになり、正式には、6月開催の通常総会で決定となる。

② 令和3年度の推進機構の経費負担割について、事務局より、来年度の推進機構の運営経費予算は、人件費の見直し等を行い、前年度から1千万円減額して3億6,000万円の予算となり、業界団体側へは、3億2,000万円の負担がお願いされた。それにより、全機連側は予算額の半分に当たる、1億6,000万円を負担することになり、各団体の負担割合は、昨年と同様に、日工組、日電協、全商協、回胴遊商の4団体が、過去5年間の証紙発給枚数の平均値による負担割となり、設備関係5団体が、各団体120万円ずつの負担割になることが提案され、承認された。

なお、全商協の負担額は4千357万1,476円になる。

また、先程、加盟が承認された遊運協へは、設備関係5団体と同額の120万円の負担が要請されたが、遊運協より「遊運協の運営は、事業収入はなく会員の賦課金で賄っている。賦課金は倉庫保管料や研修会の実施で利用しており、予算上厳しい状況のため、設備5団体と同額の支払は現状難しい。」との発言があった。それに対して、筒井会長より「全機連への加盟は、事前にご説明をさせて頂いた上で申込みをして頂いている。遊運協の会員は86社あるので、組合員の皆様から徴収が可能かどうかご検討いただきたい。」との発言があった。遊運協の負担額については、設備5団体の負担額120万円の2分の1の金額や、支払いの猶予期間を設定するなどを含め提案し、後日検討することとなった。

③ 依存対策に係る経費負担について、今年度の依存対策に掛かった経費負担については、RSNが業界全体で5,470万円となり、全機連側は半分の2,735万円の負担、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献団体機構へは600万円を負担し、その他、パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム運営費用と有識者会議関連費用について、負担をしたことが報告された。

④ 筒井会長より「社会貢献団体機構からは、来年度も今年度と同様に 600 万円の負担をお願いする要望はあったが、負担額はその都度決定していく。この件も含め本年度に、全機連全体で支払いした経費を精査して、分かり易くまとめた資料を事務局で作成し、各団体へ配布したのち、改めて皆様にご納得いただけるよう費用対効果等を説明する。」との発言があった。

来年度の負担額については、RSN を含め、今後、金額が確定していくとの説明があった。

V 2月9日開催・遊技機流通制度連絡会について

- (1) 流通制度に関する各種書類の押印について、日電協から、昨年 12 月 28 日に警察庁から『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準』の通達があったことを受け「遊技機流通健全化要綱」の『保証書』及び「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」の『遊技機運送管理票』、『遊技機設置確認書』、『部品交換確認書』の押印廃止を検討していると報告があり、日工組・日電協で協議中であるため、内容が纏まり次第、改めて報告させていただくと説明があった。
- (2) 警察庁の池田課長補佐より、「新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言が延長され、今回の会議もリモートでの参加者がいるが、引き続き気を抜かずに対策してもらいたいこと、及び各種書類の押印省略に関しては以前からお願いしているが、責任の所在の明確化と押印を省略しても問題ないことを確認した上で、対応してもらいたい。また、課長の小堀から 21 世紀会等の講話でお願いをしているが、旧規則機の撤去及び廃棄を着実に進めていただきたい。」との指導があった。

VI 東北地区での野積みの件について

東北遊商・高橋副会長から、次のとおり報告がなされた。

- (1) 調査日時 令和 3 年 2 月 25 日 12 時 45 分～13 時 30 分
- (2) 調査場所
 - ① 住居表示 宮城県富谷市明石字下向田 24-1 先
 - ② 地番 宮城県富谷市明石字下向田 23 番 1
- (3) 調査実施者
 - ① (株)三共仙台支店 支店長 三瓶 和彦
 - ② 東北遊技機商業協同組合 理事長 高橋 一則 執行役員長 永山 恵治 ほか
 - ③ (株)ユーコーリプロ 遊技事業部生産企画課長 林田 哲也
- (4) 端緒 宮城県大和警察署から日工組に通報があったもの。
- (5) 調査結果
 - ① 不法投棄状況

約3m×約6mの範囲に、木材、鉄くずとともに廃棄され、解体・粉碎されている状態のため、台数及び機種の判別は難しい状態である。

② その他判明事項

- i 梶藏王テクノが土石の碎石を行っていたが、現在は稼働していない。
- ii 一部部品を確認したところ、かなり以前の機種である可能性が高い。

VII 2月26日開催・6団体代表者会議及び明日の遊技会を考える会について

書類発行保留措置に関し、回胴遊商と東遊商が訴訟され裁判が行われているが、ホール4団体で検討中である。

VIII 全商協事務局のゴールデンウイーク中の業務日程について

曆どおりとする。

IX 次回定例理事会の日程調整について

4月13日（火）14時30分開催とする。

別添3

5 3月10日開催、全商協・第7回機械流通委員会（zoom）

第1号議案 各種様式の押印省略について

全商協で定められた様式の押印省略について検討され、了承事項を下表の通りとし、4月13日に開催される全商協定例理事会へ、委員会からの意見とし上申する。

No.	様式名	押印の有無
1	遊技機の移動に伴う機歴連絡及び書類発給等依頼書	【不要】
2	打刻申請書	【不要】
※特例営業者(優良ホール)が作成する場合は、申請依頼人記入欄に押印をいただく。		
3	中古遊技機 売買契約書(売買確認書)	押印する
4	中古遊技機 移動同意書	押印する
5	再打刻申請書	【不要】
6	キャンセル申請書	【不要】
7	始末書	押印する
8	遊技機取扱主任者届出・誓約書	押印する
9	遊技機取扱主任者変更届	押印する
10	中古遊技機移動明細書	押印する
11	認定申請機点検確認明細書	押印する

なお、「中古遊技機流通健全化要綱」、「中古遊技取扱業務実施要領」、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」の別記様式、中古及び認定の「保証書」に関しては、各地区に文書で案内済みであることに伴い、QRシステムの改修を行います。

また、「保証書以外」の様式に関しては、ホール団体とも協議する必要があるので、現在、回胴遊商と連携し、新旧遊技機設置比率明細書も併せて、ホール団体と調整している最中です。

第2号議案 その他

(1) 新基準機（P機）の「認定申請」について

前回の委員会でも説明したが、これまでの旧基準機と同様の取扱いになります。

（3月11日付東北遊商発第17号により発出済み。）

① 写真撮影及び保管は、全商協では最低限のルールしか決めていないので、文書内では触れません。また、点検確認に関する料金も、販社とホール間で相談して決めることなので文書には入れません。参考まで、前倒し認定時における価格帯は、昼間は1,000円、夜間は5,000円とされていた。

② 21世紀会の決議事項に違反しているホールの「設置中新基準機（P機）の認定申請」は可能である。ホール4団体も了承済みである。

なお、再設置は認めないことを検討している。（文書発出を検討している。）

(2) P機の認定申請時における「新旧遊技機設置比率明細書」の提出について

P機認定の場合は設置中なので、新旧遊技機設置比率明細書の提出は不要である。

(文書発出を検討している。)

(3) 認定ソフトウェアの追加に係わる QR システム改修について

3月2日の全商協理事会で承認され、ナツメアタリ側の修正が3月24日に完成する予定なので、全商協でテストを行い、問題がなければ3月終わり頃にリリースを検討している。

① 「QR 読み取り機器の改修」が必要になります。シーズウェブ社はナツメアタリに併せてリリースができそうですが、TSC社の機器を利用している東日本、四国は機器のプログラム更新作業に時間が掛かるようである。

② 「保証書の押印省略」も併せて、リリースを考えています。

地区での確認及びトラブル時の対応を考慮し、3月29日若しくは30日の15時頃のリリースを検討している。

③ 「改正前の保証書」は、これまでの様式改正と同様に、システムの「旧印刷メニュー」より印刷が可能なので、保証書の作成日が4月1日より前の場合は、そちらから印刷をお願いします。

(4) 21世紀会の決議事項に違反する遊技機を設置しているホールについて

ホール4団体で協議を行い、「新旧遊技機設置比率明細書」をより詳細に分類した形式の書式になる方向で進んでいる。

また、計画的な遊技機の撤去期限を進めるため、より具体的な数値を設定し撤去を進めていく計画を検討中である。

(5) 「認定・保証書」の有効期限について

中古機流通協議会で全員遊連からの提案事項として、保証書の有効期限に関し、現行の30日から中古と同様の50日に伸ばすことは可能かどうか検討してほしいと要望が出された。この件について、認定機はホールに設置中で日々営業をしており、仮に点検確認を行った日から30日以上となると、設置期間が長く、その間に故障等が起こる場合もある。そのため30日という期限になった経緯があると回答をした。

(6) 保管・納品確認書の押印について

保証書以外の様式に関しては、ホール団体と調整している最中であるが、委員会として不要であることが了承された。また、訂正があった際の訂正印の要否についても併せて討議し、訂正箇所に二重線を引いていただき、訂正印はQR送信者と再記名したもののが一致しているので不要とするなどを了承された。

については、全商協として中古機流通協議会への提案をさせていただく。

(7) 認定申請業務における写真撮影について

現行の遊技機は枠飾りが大きく、ドアが開放しきれず、主基板全体を撮影することが困難であるが、撮影した画像は自社(販社)で管理・保管することと定めているので、斜めからでも撮影していただきたい。

(8) 旧規則認定機の疎明資料について

認定期限が切れた場合の保管は不要とすることが了承された。

(9) 中国遊商からの要望について

令和2年10月に中国遊商から、諸問題についての要望書が提出され、各単組で討議を願われたが、協議されていないとの指摘があり、後日、委員会において討議することが確認された。